

県管理道路の落石対策に係る定期点検の実施について（お願い）

～ 島根県浜田県土整備事務所からのお知らせ ～

平素より、県の土木行政の推進につきまして格別のご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

県では平成 28 年に邑南町で発生した道路斜面からの落石事故を受け、県管理道路の落石対策について重点的に取り組んでおり、これまで落石の危険のある斜面の調査を進めてきました。今後は対策工事を本格化させる方向ですが、落石対策が必要な危険箇所が非常に多く、全箇所の工事が完了するまで相当の期間を要する見通しであることから、工事と並行し危険箇所毎に下記「定期点検」を毎年度実施し、変状を確認することとしております。

この定期点検は落石の発生源となりうる民有地を含めた沿道斜面を対象とすることから、どうしても民有地への立ち入りが必要となります。本来であれば地権者の方々個々に立ち入りについて直接お願いすべきところですが、箇所数が多く地権者の特定に多大な時間を要してしまうことから、本書によるお知らせをもって了解をお願いさせていただく次第です。

道路通行の安全確保と落石事故の未然防止のため定期点検の取り組みが必要不可欠ですので、実施についてご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

記

1. 対象エリア・路線

管内（浜田市・江津市）の県管理道路（県管理の国道 2 路線、県道 48 路線）

2. 対象斜面

県管理道路の沿道で「落石危険箇所」と判定された斜面（民有地を含む）

3. 作業内容

委託作業員が「落石危険箇所」の斜面に立ち入り、落石発生源の変状等について点検

4. 作業時間

月曜日から土曜日 の 午前 8:30～午後 5:00 の 間での実施を基本としています

（当日の天候や作業環境等により、やむを得ず時間延長や日曜日の作業を行う場合あり）

5. 作業体制等

- ・定期点検の作業は民間のコンサルタント業者への業務委託により実施します
- ・委託作業員は業者名の入った腕章を着用します
- ・委託作業員は島根県浜田県土整備事務所長が発行した身分証明書を携行します
- ・使用車両は業者名、連絡先、点検作業中である旨を記載したプレートを表示します

6. その他（承諾事項）

点検の作業通路、見通しの確保等のため、必要最小限の範囲で雑草木の伐採や木枝の剪除をやむを得ず行う場合がありますのでご了承ください

7. 問合せ先

島根県浜田県土整備事務所 （浜田市片庭町 254 島根県浜田合同庁舎 4 階）

維持管理部（道と川の相談ダイヤル） 0855-29-5777

○落石危険箇所について

浜田県土整備事務所管内（浜田市・江津市）の県管理道路は、

国道 … 2路線（186号・261号）

県道 … 48路線（主要地方道、一般県道）の路線があります。

県管理道路の落石危険箇所については、道路利用者への注意喚起、落石が発生した場合の場所特定のため「落石危険箇所番号標」（右写真）の設置を進めています。



○委託作業員の携行する身分証明書について

落石危険箇所の点検を行う委託作業員は、道路法第66条の規定に基づき、道路管理者（県）の委任を受け他人の土地に立ち入ることができる者であることを証した、浜田県土整備事務所長発行の「身分証明書」を携行しています。

また、委託作業員は業者名の入った腕章を着用し、使用車両には業者名、連絡先、点検作業中である旨を記載したプレートの表示をしています。

浜整第●●●号

身分証明書

住所：●●市●●町●●

氏名：●●●●

生年月日：昭和●●年●●月●●日

所属・職名：株式会社●●●●●●

上記の者は、道路法第66条の規定により起業者の委任に基づいて土地に立ち入ることができる者であることを証する。

発行年月日：令和●●年●●月●●日

有効期限：令和●●年●●月●●日

委任権者
道路管理者 島根県浜田県土整備事務所長

印

○落石等の異常を見つけたら

県管理道路で異常（落石、倒木、動物死骸、路肩崩壊等）を見つけれられた場合は、下記番号まで電話連絡下さい。

「道と川の相談ダイヤル」（浜田） 電話番号 0855-29-5777

また、スマートフォンを利用して道路の異常等を通報するためのアプリ「パトレポしまね」を運用しております。（詳しくは「パトレポしまね」で検索）

○道路への倒木、枝・雑草の張り出しにご注意下さい（お願い）

道路や歩道への倒木、枝の張り出しにより通行の支障となっている箇所、標識が見えづらくなっている箇所が多数あります。県では道路パトロールを行い、そういった危険な箇所がないか確認していますが、倒木等が原因で車両や歩行者に事故が起こった場合に、原因となった樹木の所有者の責任を問われることがあります。そのようなことにならないよう樹木の所有者の方には定期的な伐採または枝払いをお願いします。

皆さんが安全に道路を利用できるよう、ご協力をお願いします。